

## 旧ユーゴ国際刑事裁判所 (ICTY)の閉廷計画と国家への事件委託

|       |   |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者:<br>公開日: 2017-10-03<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 稲角, 光恵<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="http://hdl.handle.net/2297/12478">http://hdl.handle.net/2297/12478</a>                         |

# 旧ユーゴ国際刑事裁判所（ICTY）の閉廷計画と国家への事件委託

稲角光恵

はじめに

## 一 ICTYの設立と活動

- 1 設立理由と設立方法
- 2 ICTYの管轄権
- 3 組織構造
- 4 活動
- 5 ICTYの成果

## 二 閉廷計画

- 1 安保理による閉廷計画の承認
- 2 ICTYにおける事件処理の速やかな完了
- 3 国家への事件委託

- (1) 手続証拠規則の改正
- (2) 事件委託の諸条件

## 三 閉廷計画の進展状況の検証

- 1 二〇〇四年の捜査終了
  - 2 ICTYにおける事件処理
  - 3 国家への事件委託
- (1) 事件委託件数
  - (2) 委託先の国における事件処理
- 4 残された課題

- (1) 職員の離脱
  - (2) 各国の司法当局の能力向上への支援
  - (3) ICTYの経験・知識の伝授
- 四 事件委託に関する管轄権の問題の考察
- 1 国家に事件委託する権限
  - 2 事件委託と引渡
  - 3 委託される事件に関するICTYの逮捕状
  - 4 ICTYと国家の競合管轄権間の関係
  - 5 各国における公正な裁判等を確保するためのICTYの監視機能  
おわりに

## はじめに

「一九九一年以降に旧ユーゴスラビア領域で侵された国際人道法の重大な違反に責任を有する者を訴追するための国際裁判所」(以下、ICTY)<sup>(1)</sup>は、一九九〇年代前半に旧ユーゴスラビアの解体に関わる闘争の過程で犯された戦争犯罪や人道に対する犯罪といった重大な国際法上の犯罪について個人の刑事責任を追及する国連の一機関である。一九九三年に設立が決定されたICTYは、安保理により承認された「Completion Strategy」と称される閉廷計画に基づき、今年中にすべての事件の第一審裁判段階での処理を終了し、二〇一〇年にすべての業務を終了して閉廷することが既に決定されている。ICTYに限らず、同じく安保理決議により設立されたルワンダ国際刑事裁判所(以下、ICTR)もICTYを模範として閉廷する予定である。また、ICTY及びICTR以外の国際的な刑事裁判機関も、特定の紛争中に犯された犯罪を対象とするなど管轄権が制限された裁判所である場合にはいつかその任務を完了し閉廷することが想定されている。ICTYの閉廷作業とそこから生じる各種の問題は、常設

性を意図せず設立された他の国際的な裁判機関に今後参考とされていくと考えられる。

また、ICTYの閉廷計画の遂行において、国際的な刑事裁判管轄権と各国の裁判管轄権との関係が見直されてきている。これまで国際的な裁判機関と各国の国内裁判所との競合する管轄権の間でいかに調整を図るかという競合管轄権の調整問題が議論されてきたが、ICTYが自らが処理する事件数の減少を図るべく行い始めた国家の司法当局への事件委託の制度が注目される。ICTYで引続き扱われる事件と諸国に委託される事件との区別はどのような基準で行われているのか。ICTYでの裁判か諸国の国内裁判所での裁判かという選択での判断基準や条件を明らかにすることは、ICTYの管轄権と国家の管轄権との関係の理解に資する。このように競合する管轄権の間での事件の割り振りを検討することは、ICTYに限らず常設的な国際刑事裁判所(International Criminal Court、以下、ICC)といった他の国際的な裁判機関と国家の競合管轄権調整の問題にも大きな示唆を与えると考える。また、具体的にはICTYで基準の一つとされている事件の重大性が、ICC規程第一七条一項(d)が定めるICCが管轄権を行使する前提条件である事件の重大性と類似していることから、ICCへの影響も考えられるのである。

本稿は、ICTYの閉廷計画の検討を通じてICTYの意義を再度確認し、ICTYと国家の管轄権との関係の理解を深めることを目的とする。まず次章でICTYの設立と活動を概括した後、第二章でICTYの閉廷計画の詳細を明らかにし、第三章ではICTYが安保理に定期的に提出している閉廷計画の実施経過に関する報告書とICTYによる各種の決定や規則改正作業を素材として、閉廷計画の現時点での進行状況とその課題を検討する。第四章では、閉廷期限遵守の要の一つと位置づけられている事件委託の制度に注目し、事件委託に関わるICTYの決定を検証して同制度が提起する管轄権に関する法的問題点を考察する。

## 一 ICTYの設立と活動

ICTYの閉廷計画を検討する前に、本章ではその前提知識としてICTYの関連事実を概括する。設立態様や組織的な位置付け——特に安保理との関係を理解することが閉廷計画を検討する上で重要であるからである。本章の最後でICTYの意義を再確認することとする。

### 1 設立理由と設立方法

ICTYは一九九三年五月二五日の安保理決議八二七により設立された個人の刑事責任を審理する裁判機関である。ICTYは後に設立されたICTRとともに臨時に安保理によって設置された国連の一機関である点で、常設的なICCとは異なり、アド・ホックな国際刑事裁判所として機能している国連機関である。

ICTYの創設は安保理決議を法的根拠とする。旧ユーゴスラビアの解体と複数の独立国の形成に伴った武力紛争が民族及び宗教間の対立を元に激化して人道法の重大な違反行為が多発したことに憂慮し、刑事裁判が破壊された国際社会の平和及び安全の回復に寄与することが期待され、安保理が設立したのがICTYである。ここには、国際法上の犯罪を国際的に処罰すべきであるという、国際公法秩序の構想が見られる。安保理決議により設立された実質的理由の一つとして、条約による設置といった他の設立方法が困難であったことも挙げられる。旧ユーゴスラビア解体により独立を求める諸集団など紛争当事者からの同意を得ることが不可能とされていたためである。そもそも、これら紛争地域の諸国の司法制度が崩壊し又は偏見をもって行動する危険性が指摘され、犯罪が野放しにされている状況が更なる犯罪を招くことを防ぐため、国際的な機関により実効的かつ公正な裁判を実施して犯罪を抑止することを目的としてICTYは設立されたのであった。

## 2 ICTYの管轄権

ICTYは旧ユーゴスラビア領域の紛争への対処措置として設立されたものであることから、その管轄権と任務において当初から特定性を有する。したがって、将来生じる犯罪を広く扱うことが意図されたICCとは異なり、ICTYの権限と活動は限定されているのである。

まず、ICTYの管轄権は旧ユーゴスラビア領域で犯された犯罪にのみ及ぶ。次に、ICTYの時間的管轄権は一九九一年一月一日以降に行われた犯罪に制限されている（ICTY規程第一条、第八条）。しかし、ICTRとは異なり、ICTYはその規程に時間的管轄権の終了時点が定められていないため、理論上はICTY設立後に旧ユーゴスラヴィア領域で犯された犯罪に対しても管轄権を行使することができる。ICTYは自然人の刑事責任を追及する機関であり（ICTY規程第六条）、国家に対する管轄権を持たない。国家や国際組織を処罰することはできないのである。

旧ユーゴスラビア領域で犯された重大な国際法上の犯罪についてICTYと国内裁判所の管轄権は競合するが、前者は後者に優越する（ICTY規程第九条）。ICTYは国内裁判所に優越する地位が認められているのであり、国内裁判所に対して事件をICTYに移送するよう命令することができる。手続証拠規則の規則九に従い、ICTYで捜査又は手続が開始された事件が、国内裁判所において、通常犯罪として扱われている場合、又はその手続が公平性若しくは独立性を欠く場合、又は被告人を国際的な刑事責任から保護する目的の手続であった場合、又は事件が誠実に訴追されていない等の場合には、ICTYは事件がICTYに移送されるよう正式に要請しうる。そのような正式要請がICTYによって行われた場合、国は要請の通知後六〇日以内に応じなかったならば、その事実  
は規則一一に基づき安保理に報告される可能性があるのである。このようにICTYと国内裁判所の管轄権は、上下に位置づけられる垂直関係にあると理解されている。したがって、主権国家の管轄権相互の間にある水平的関係

とは異なり、国家間の司法共助に見られるような相互主義を基礎とする法規則の適用を受けないとされている。<sup>(5)</sup> ICTYの優越性は、後に検討する事件委託に関わり生じる管轄権間の調整問題を理解する上でも重要である。

最後にICTYの管轄権の源泉と国家主権との関係について触れる。国際刑事裁判管轄権の権原の根拠については、国家管轄権が委譲されているとする説が存在するが、<sup>(6)</sup> 国際刑事法及び国際人道法に違反する行為について国際法に基づいて設立される主体が生来的に管轄権を有しうることが否定されるものではないと考える。<sup>(7)</sup> ICTYと各国はそれぞれ管轄権を有しており、これら競合する管轄権はそれぞれ別個の存在であり、ICTYの管轄権は各国の管轄権が委譲された管轄権ではなく、固有の存在と解することができる。固有の存在であるとの解釈は適用法規の違いを論理的に説明することができる。個人の刑事責任を追及するにあたり、ミロシビッチ元大統領の訴追に見られるように、ICTYでは国際法上の犯罪について公的地位に関らず責任が追及される（ICTY規程第七條二項）のであり、国家元首であっても免責の特権は認められない。免責特権が各国の国内裁判所では維持されるのに対して、国際的な刑事裁判機関では免責特権が否定されることは、根拠とされる管轄権が異なることの証拠とも考えられるのである。国際的な裁判機関では刑事裁判からの免責特権が認められないことについては、ICTJの逮捕事件でも確認されている。<sup>(8)</sup>

### 3 組織構造

前述のようにICTYは国連の一機関である。安保理決議により設立されたことから、組織法上は安保理の補助機関との位置付けにある。司法機関の設置及び存続が政治的機関である安保理の意思に依存することが司法の独立性や公平性を損ねかねないと危惧され、ICTYでの裁判が開始した直後、被告人からICTYの設立の違法性が主張されたが、認められなかった。<sup>(9)</sup> ICTYが裁判を行う司法機関である関係上、安保理からの政治的介入を受け

るような従属した関係は否定され、安保理から独立した中立かつ公正な機関としての地位を確立している。ただし、ICTYの命令を遵守しない国は安保理によって非難される可能性があり、その点、ICTYの決定の拘束力及び強制力は最終的に安保理によって担保されているといえる。

ICTYの裁判組織は、裁判官と検察局及び事務局とで構成されている。国内制度では一般的に捜査は警察が行い、検察は専ら訴追及び裁判手続に携わる処理を担当するものであり、警察及び検察並びに裁判所は別個の機関として存在する。しかしICTYには、警察組織は存在しない。これはICTRやICCといった他の国際的な刑事裁判機関に共通の特徴であり、検察局が捜査も担当し、検察官自らによる捜査又は各国の当局に捜査依頼することにより訴追に必要な情報を収集する任務にあたる。このように独自の警察組織を欠くため、被疑者の身柄拘束や証拠収集等には国家からの協力が不可欠である。

#### 4 活動

ここではICTYの主たる活動——すなわち裁判活動を中心にして成果を紹介する。ICTYは総勢一六一名の被疑者を起訴しており、二〇〇八年八月現在、一六一名中一一五名の事件処理を終了させている。現時点で四六名の被告人の手続が未完了であり、内一〇名が上訴裁判部で、また内二七名が第一審裁判部で係属中であり、内一名が第一審裁判部の判決を待つ状態に、そして今年逮捕されたカラジッチ氏を含めた六名が予審段階にある。そして残り二名（ムラジッチ氏とHadzic氏）の身柄拘束が未だできていない状況にある。

ICTYで審理された最初の事件はタジッチ（Tadic）事件である。タジッチ事件はICTYがドイツからの身柄移送を受け、二〇〇〇年一月二六日に上訴裁判部が二〇年の刑を宣告したことで終了した。しかし、仮に本件が現在提起されていたとするならば、事件の重要性を計った結果、ICTYはICTYでの裁判処理に固執すること

なく、十中八九、国家の管轄権に委ねていたであろうと考えられる。後に説明するように、ICTYでは手続証拠規則の規則一一の二に基づき国家管轄権に事件を委託する手続の利用が促されているからであり、実際に現時点で一三名の被疑者が関る事件がICTYから国家に委託されている。

## 5 ICTYの成果

ICTYは国連憲章第七章の下で国際の平和と安全を維持する措置として設立された最初の裁判所である。その誕生こそ国際法の大きな発展を現している。ICTY裁判所長は、他の既存の国際裁判所よりもICTYは効率的かつ生産的であり、ICTYはICTRとともに、国際社会全体の支持を受けて設立された唯一の普遍的な国際裁判機関であるとの自負を示している。<sup>(10)</sup> 本節では現在も活動中のICTYの成果のすべてを記すことはできないが、その先駆的立場に注目してICTYの主要な成果について述べる。

ICTYの創設は、ニュルンベルグ及び極東軍事裁判所の設立後に長らく望まれながらも頓挫していた国際的な刑事裁判機関の設立構想の復活を促した歴史的意義がある。旧ユーゴスラビア領域の大惨事は、犯罪被害の規模と残酷性を問近で目撃した国際社会に衝撃を与え、国際的な刑事裁判機関の必要性を再認識させ、国際社会の意識変化をもたらした。これまでのいわゆる「不処罰の文化 (culture of impunity)」を断ち切り、重大な国際法上の犯罪を黙認せず、断固とした態度で非難し糾弾する国際社会の態度を示すべく、国連の安保理はICTYの設立を決定したのである。ICTYの設立と活動は、その後ICTRやICCなどの国際的な刑事裁判機関の設立を促し、国際法上の犯罪が個人の処罰でもって処遇されることを明らかにし、不処罰の文化が支配的であった時代との決別を明らかにしたのである。このようにICTYは国際社会の意識変化を象徴し、国際人道法及び国際刑事法の飛躍的な発展をもたらす先駆的な役割を果たしたのであった。

ICTYの活動の最大の成果は、国際人道法の執行において貴重な先例を生み出したこと、及び旧ユーゴスラビア地域に平和と安定をもたらしたことにありと云われる。<sup>(1)</sup>確かにICTYは、旧ユーゴスラビア紛争の歴史的事実の解明に貢献するとともに、法的及び組織的な先例を数多く残した先駆的な組織と言える。そもそもICTYの設立自体が国際人道法及び国際刑事法の大躍進と考えるが、ICTYはその活動を通じてこれらの分野の法規則の発展に大きく貢献した。ICTY規程で列挙された戦争犯罪、人道に対する犯罪及び集団殺害犯罪（ジェノサイド）の定義と犯罪構成要件が明確にされたのは言うまでもない。他にも例えば、国際武力紛争の存在認定や、保護対象者の定義を行った判例は、一九四九年ジュネーブ諸条約の重大な違反の犯罪構成要件を拡大したと見られている。ICTYは、拷問の禁止が逸脱不可能な規則であることを強調し、性的暴力が国際法上の犯罪を構成しうることを明らかにし、国際紛争と非国際紛争に適用可能な戦争法規及び慣習の違いを縮めたと評されている。他にも上官責任の原理の要件等の国際刑事法上の原理原則の詳細化や、刑事手続上認められる被疑者及び被告人の権利並びに被害者の権利など、国際人権法上も興味深い数々の判例が残されている。また、刑事訴訟手続上も独自の制度を確立している。ICTYは刑事訴訟法においても当事者主義的手続と職権主義的手続の両要素を含んだ独自の法制度を創り出しているからである。証人保護措置の充実化や、国防に関する情報の開示や秘匿性の問題など、国際的な手続法上の問題に関して数々の先例を残した。法支援においても独自の制度を採用し、弁護人候補の育成にも力を出している。

法の発展と明確化に貢献しただけでなく、ICTYは技術的な面においても成果を残している。ICTYは、世界の中で最も近代的な設備を備えた法廷設備を実現しているといわれ、ICCやシエラレオネ特別裁判所といった近代的な法廷のモデルとして真似されている。また、インターネットでも公開されている充実した裁判データベースを作成しており、ICTYの判例等へのアクセスへの便宜が図られている。

以上のような顕著な成果が見られるが、その反面、ICTY及びICTRの維持に伴う経費が莫大であることから、これら裁判所の継続を渋る声もあるのは事実である。アド・ホック裁判所の閉廷は、裁判所経費の議論から広がったと言われている。<sup>(12)</sup>

## 二 閉廷計画

本章ではICTYの閉廷計画を概括する。また、閉廷期限を遵守するために行われた数々の改正の中でも事件委託の制度に注目し紹介する。

### 1 安保理による閉廷計画の承認

一九九三年にICTYが設立されたときには、設立根拠の安保理決議にもICTY規程にも任務の完了期限は定められていなかった。しかしそもそも「アド・ホック (ad hoc) 裁判所」との通称が表すように、ICTYは常設的な機関として設立されたものではない。同じく国際法上の犯罪について個人の刑事責任を追及する機関であるICCが常設的な機関であるのに対して、ICTYはICTRと同様に、特定の紛争に対する緊急処置の一環として設立されたものであり、その目的の達成後は消滅することが設立当初から想定されていたのである。

このように将来的に閉廷することが想定されているながら、ICTY自身も二〇〇〇年に入るまで閉廷を真剣に検討してこなかったと言われている。<sup>(13)</sup>しかし二〇〇二年にはICTY所長が安保理への第九回年次報告書においてICTYの任務完了に向けた改正について言及した。<sup>(14)</sup>同報告書に記された改正案は、ICTYが「最も重大に国際公序を害した」犯罪に専念し、その他の事件を国内裁判所に委託する可能性を探るものであった。ICTYからの報

告書を受けて、二〇〇三年八月二八日、安保理決議一五〇三は「Completion Strategy」と称する閉廷計画を承認した。同決議は、ICTY及びICTRに対して、二〇〇四年の末までに捜査終了、二〇〇八年末までに第一審裁判段階の裁判終了、そして二〇一〇年までに上訴を含めたすべての事件処理の終了を命じたのである。<sup>15)</sup> 同時に安保理は閉廷計画の遂行のためにすべての必要な措置をとるようICTYとICTRに命じた。

また、同決議はICTY及びICTRの閉廷計画が成功するためには、すべての国家の完全なる協力が前提であると説明した。ICTYが最も地位の高い指導者を訴追し裁判することに専念し、責任程度がこのレベルに達しない他の容疑者に関しては、適宜、権限ある国家管轄権に委ねつつ、そのような国家管轄権の能力向上を強化するというICTYの提起した構想は、安保理理事長により支持されたのである。<sup>16)</sup> 各国には、被疑者の引渡や刑の執行といった面でICTYの活動を支援するのみならず、自国の警察及び司法能力を向上させ国家管轄権を適正に行使することによりICTYの閉廷を支援する一助となることが期待されたのである。特に旧ユーゴスラビア領域の国々には、不処罰と戦うICTYの理念を効果的に引き継ぐことが求められているのであった。

安保理決議一五三四（二〇〇四年）は、閉廷計画を定めた安保理決議一五〇三を再確認した。本決議は、ICTYとICTRに対して最も責任程度の高い者の訴追に専念することにより取扱事件数の見直しを迫ると同時に、半年に一度、閉廷計画の実施状況を安保理に報告することを命じた。

## 2 ICTYにおける事件処理の速やかな完了

閉廷計画で示された三つの期限——二〇〇四年末までに捜査終了、二〇〇八年末までに第一審裁判段階の裁判終了、二〇一〇年までにすべての事件処理を終了——を守るためには、事件審理中に閉廷することはできないため、ICTYにおいてすべての事件が完了した状態をできうる限り早く達成するべく係属中の事件処理の速度を速める

ことが必要とされた。

閉廷計画以前にも手続の合理化等を図るべく多様な改正が行われていたが、閉廷計画を受けて事件処理の迅速化を図るための改変が多く行われている。<sup>(17)</sup> ICTYにおける裁判迅速化のための組織改変として、臨時裁判官 (*ad interim judge*)<sup>(18)</sup> の制度が導入されていたが、二〇〇三年一月には、これまでの制限を撤廃して臨時裁判官が予審段階でも参加することが可能とされた。また、臨時裁判官の増員がICTYにおける事件処理の迅速化にさらに貢献すると考えられ、二〇〇八年二月二〇日、安保理は最大一二名の存在が認められていた臨時裁判官を、臨時に一六名まで拡大することを許容した。

上訴裁判部の組織改革や弁護士組織の規定改正に加えて、他にも数々の手続きの改定が行われた。<sup>(19)</sup> 例えば、一人の裁判官が裁判続行できなくなっても裁判自体は継続して審理できるようにするなど、手続の合理化と迅速化を図る改良が行われていった。しかし、事件処理のさらなる迅速化の努力を求める圧力に対して、二〇〇四年の報告書の中でICTY裁判所長は、これ以上の改革は、裁判の公平性を保障しつつ審理を行うことを困難とする可能性がある」と反発したこともあるように、裁判の質を維持する上では迅速化にも限界があったのである。

### 3 国家への事件委託

前節で紹介したように事件処理の迅速化のためにICTYは数々の改正を行ったのであるが、事件処理の迅速化だけでは二〇一〇年までにすべての業務を終了させることは不可能と考えられた。閉廷計画の期日を遵守するためには、ICTYで審理する事件の絶対数を減らす必要があったのである。そこで考案されたのが、国家への事件委託である。この事件委託の制度は、ICTYで既に起訴された事件であっても各国の国内裁判所に委ねてICTYの取り扱い事件数を減少させる策として活用が求められたのである。

（１）手続証拠規則の改正

国家への事件委託の制度を導入するため、ICTYは委託の問題を扱う裁判官団を新たに設置するなど、手続証拠規則の改正を行った。以下でこれらICTYによる改正を紹介する。

最も重大な犯罪と最上級の高官が関る事件の審理にICTYは専念すべきとする安保理からの要請に従い、手続証拠規則の規則二八が改正された。改正された規則二八（A）では、検察官が提起する起訴状を裁判官が確認する前に、事務局がICTYの管轄下の犯罪について最も責任がある最上級の指導者（most senior leaders）のいずれかが関る起訴とみられるか否かを判断し、その旨判断された起訴のみが裁判所所長の手を経て規則四七の手続が継続されることが定められた。これはICTYにおける今後の起訴が最も高官である者に限定されることを意味する。このようにICTYで扱われる事件に新たに制約が加えられたのであった。

次に、国家への事件委託を可能とするため、二〇〇二年二月、手続証拠規則の規則一一の二が改正された。元々の規則一一の二は、国内裁判所で取り扱われている事件についてICTYでの起訴を停止させるために一九九七年に挿入された規則であったが、新たに事件委託の制度が同規則に導入されたのである。改正された規則一一の二（A）は、起訴が行われた後であっても公判開始前ならば、ICTYから国家に事件処理が委託されることを認めるものであった。当初、事件が委託される先としては、①犯罪が行われた領域国、又は②被疑者が逮捕された国とされていたが、後に二〇〇四年に規則は更に改正され、③管轄権を有し事件を受け入れる意思と十分な用意があるいずれかの国への委託も許容されることとなった。また、委託先は国の国内裁判所が想定されているが、外国人裁判官の参加や一部国際的な制度が関与しているなど国際的な要素を含む制度であっても、委託可能性が否定されるわけではない。具体的にはボスニア・ヘルツェゴビナの一部の法廷に見られるように、他の国内裁判所とは少々

異なる裁判官構成や手続が取られる法廷も排除されていないのである。実際、事件委託の制度の利用を見るならば、委託された事件の大半はボスニア・ヘルツェゴビナが委託先であった。

ICTYは組織的改変も行っている。諸国への事件委託の手続の円滑化並びに適正手続と人権保障の確保を目的として、二〇〇五年二月、「委託裁判官団 (Referral Bench)」を設置するための規則改正が行われた。「委託裁判官団 (Referral Bench)」とは、三名の常任裁判官からなるパネルであり、国家への事件委託の是非を判断する任務にある。委託裁判官団は、規則一一の二(B)に基づき、検察官の要請により又は職権により事件委託を命令することができる。被告人又は検察官は委託裁判官団の決定を不服として上訴することが認められている。

規則一一の二は以下のとおりである。

規則一一の二 「他の裁判所への起訴の委託」 (Referral of the Indictment to Another Court)

「(A) 裁判所長は、起訴状が確認された後で公判が開始前は、被告人がICTYに身柄を拘束されているか否かに関わらず、第一審裁判部から選出された三名の常任裁判官からなる裁判官団(以下「委託裁判官団」と呼ぶ。)を任命することができる。委託裁判官団は、次に該当する国家当局に事件が委託されるべきか否かのみを独占的に決定し、国家当局は、直ちに裁判するのに適当な国内裁判所に事件を委託しなければならない。

(i) 犯罪が行われた領域国、又は、

(ii) 被告人が逮捕された領域国、又は、

(iii) 管轄権を有し、当該事件を受け入れる意思と十分な用意がある国。

(B) 委託裁判官団は、検察官に対して、また可能な場合は被告人に対しても意見を述べる機会を与えた後に、被告人が公正な裁判を受け、かつ死刑が科されない又は執行されないと確信した後に、職権により又は検察官の要

請により委託を命令することができる。

(C) 委託裁判官団は、(A) 項に従って事件を委託するか否かを決定する際には、安全保障理事会決議一五三四(二〇〇四)に従い、問われる罪の重大性と被告人の責任の程度を勘案する。

(D) 本規則に従って命令が発せられる場合は、次のとおりとする。

(i) 被告人がICTYに身柄を拘束されているときは、関係国の当局に移送される。

(ii) 委託裁判官団は、特定の証人又は被害者のための保護措置が継続することを命令することができる。

(iii) 検察官は、自らが適当と考える事件のすべての関連情報、特に起訴を裏付ける資料を関係国の当局に提供する。

(iv) 検察官は、自らに代わって国内裁判所の手続を監視する傍聴人を派遣することができる。

(E) 委託裁判官団は、被告人の逮捕状を発することができる。当該逮捕状は被告人が裁判のために移送される国を特定しなければならない。

(F) 委託裁判官団は、本規則に従って命令が発せられた後で、被告人が国内裁判所により有罪又は無罪を宣告される前ならば、検察官の要請により、かつ関係国の当局に意見を述べる機会を与えた上で、いつでも当該命令を撤回し、規則一〇の規定の範囲内で事件移送の正式要請を行うことができる。

(G) 委託裁判官団は、本規則に従って発せられた命令を撤回した場合は、関係国に対し被告人をICTYの所在地に移送することを求める正式な要請を行うことができ、当該国は、規程第二九条を遵守する形で遅滞なくこの要請に応じなければならない。委託裁判官団又は一の裁判官はまた、被告人の逮捕状を発することができる。

(H) 委託裁判官団は、本規則の下で第一審裁判部に認められた権限を有し、かつ適用可能な限り第一審裁判部のために定められた手続に従わなければならない。

(I) 事件の委託是非に関する委託裁判官団の決定に対する被告人又は検察官による抗告は権利として認められる。抗告の通知は、当該決定の日から一五日以内に行われなければならない。当該決定が下された時に被告人が欠席し又は代理されていなかった場合には、被告人が当該決定を通告された日から期限は経過する。」

## (2) 事件委託の諸条件

ICTYで起訴されながらも国内裁判所に委ねられる事件は、幾つかの条件を満たさなければならない。ここで規則一一の二及び安保理決議により定められた事件委託の諸条件を検討する。

まず手続上の条件が満たされていなければならない。事件委託は委託裁判官団の職権により、又は検察官の要請により行われる。被告人や関係国に事件委託を正式に要請する権限は認められていない。後述するように被告人や国には、事件委託の是非のみならず、委託先の国の選択についても決定権はなく、委託裁判官団が専断するものとされている。

また、規則一一の二(A)に基づき、委託されうる事件はICTYで起訴されつつも未だ公判が開始していない事件に限られる。この点、予審裁判部で係属中の事件は公判前であるとして国家への事件委託の対象とされうる。

最も重要な条件は、委託対象の事件の性質である。安保理決議一五三四(二〇〇四)を受けて規則一一の二(C)が改正され、事件委託の可能性を検討するにあたり、委託裁判官団は容疑の犯罪の重大性 (*gravity of the crime*) と被疑者の責任の程度 (*level of responsibility*) を考慮に入れることが定められた。これは、最も重大な犯罪や高官に関する事件の裁判にICTYが専念し、それ以外の裁判は国内裁判所に委ねることが意図されているからである。

そもそもICTYは重大な国際法上の犯罪のみを対象とする事項的管轄権を有することから、普通犯罪は起訴対象外である。しかし、閉廷計画を遵守するためには事件委託を行わなければならない、あえて重大な国際法上の犯罪

の中でもその重大性で区別を設けたのである。被疑者の責任程度を判断する上では、当該被告人の軍事階級及び品行における実際の役割の両方が勘案される。<sup>(20)</sup> Delić 事件においてボスニア・ヘルツェゴビナへの事件委託を許可しない決定が下されたように、委託が提案されても事件の重要性に鑑み委託が認められない場合もある。<sup>(21)</sup> ICTYは責任程度において最上級（most senior）の者の裁判のみを行い、中級（intermediate）ないし下級（lower）の者の裁判を国内裁判所に任せることとされたのである。

次に委託先の国における事件の取扱態様に関する条件も満たされなければならない。国家への委託は、当該国において被疑者が公正な裁判を受けうること、及び死刑が適用され執行されないことが条件とされる。一般的な公正な裁判の基準として、委託裁判官団はICTY規程第二一条及び自由権規約第一四条を引用している。<sup>(22)</sup> また、条件として規則に明記はされていないが、委託先の国家が被告人の犯罪行為を犯罪として訴追しうるだけではなく適切な刑を与えうるに適切な司法構造を持つことを委託裁判官団は求めている。<sup>(23)</sup>

以上のように、委託裁判官団は、職権により又は検察官の要請により、ICTYにおいて起訴済みであるが公判前の事件を国の当局に委託してICTYでの当該事件処理を終了させることができ、その判断の際には、犯罪の重大性及び被疑者の責任レベルに加えて、委託候補先の国が国際人権基準と適正手続を遵守しうるか否かを考慮するのである。

### 三 閉廷計画の進展状況の検証

二〇〇四年の安保理決議一五三四の要請に基づき、ICTYの裁判所長及び検察官は、閉廷計画の実施の進展状況を安保理に報告しなければならない。閉廷作業に関するICTYの報告書（以下、閉廷計画実施経過報告書）は

二〇〇四年五月から六カ月毎に安保理に提出されている。本章では、これら報告書を素材としてICTYの閉廷計画の進行状況を紹介し、若干の問題点を指摘する。特に国家への事件委託がどのように行われているか紹介した上で、次章で法的論点の議論に入る。

## 1 二〇〇四年の捜査終了

閉廷計画では二〇〇四年の時点で全ての捜査を終了させることが命じられた。この閉廷計画の期日を遵守するため、検察局は二〇〇四年までにICTYに起訴するか起訴を断念して捜査を打ち切るかの判断を迫られた。ICTY設立初期の取扱事件を見るならば、ICTYが重大な指導者に限定して訴追してきたわけではないことは明らかである。この点、閉廷計画が承認された後の検察官は前任者にはなかったプレッシャーを受けたといえる。より重大な事件や大物を訴追対象に限定し、取扱事件数も限定することが求められたからである。

二〇〇四年の年末に最後の起訴状を提出した後も、ICTY検察の手元には起訴までこぎつかなかった多くの事件とそれら事件の証拠資料等が残った。これらを放置することを良しとせず、検察局はICTYで起訴するに至らなかった事件の情報や証拠を関係国の国内当局に提供し、各国の国内裁判所で事件を訴追する道を残したのであった。しかし、ICTY検察局が捜査を終了させた二〇〇四年の時点では、旧ユーゴスラビア領域ではICTYに非協力的な国もあり、これら諸国が公正かつ中立に適正手続と人権を遵守する形で訴追及び裁判を行うか、憂慮されていた状態にあったことが喚起される。そのような中でICTYによる捜査終了は、不処罰の許容とも捉えられかねない。閉廷計画が定められた後、ICTYが旧ユーゴスラビア領域の諸国における司法制度の整備と拡充に向けた支援にも増して積極的に乗り出していったのは、このような危惧を現実のものとしないうためであったといえよう。ICTYの検察局は、現地検察官と密接に連絡をとり、情報提供した事件が国内裁判所におい

て起訴がかなうよう支援を行っている。また、旧ユーゴスラビア領域の司法当局にICTYの所蔵文書及びデータベースへのアクセスを認め、各国の司法当局が効果的に裁判を行えるよう情報の提供を進めている。<sup>(24)</sup>

## 2 ICTYにおける事件処理

閉廷計画では、二〇〇四年までに捜査は終了され、捜査に基づき起訴された事件は、二〇〇八年の年末までに第一審裁判部段階での処理を終了させ、二〇一〇年に上訴を含めたすべての事件処理を完結させることとされている。この裁判終了期限を守るためには、ICTYは事件処理の速度を速める必要があった。

二〇〇八年五月の段階で、ICTYでは一一名の被告人の裁判が終了している。<sup>(25)</sup> 同月ICTYから安保理に提出された閉廷計画実施経過報告書では、当初予定の閉廷期限より遅れ、すべての事件の上訴が二〇一一年に終了する見込みであると報告されている。<sup>(26)</sup> このように現時点で既に当初の計画通りに二〇一〇年にすべての事件処理を終了することは困難であることが予想されている。

二〇〇八年五月に本報告書が提出された時点では起訴された一六一名の被疑者中四名が逃亡中と報告されたが、その後のカラジッチ氏の逮捕により未拘束者は減っている。ICTYにより起訴された被告人で未だ身柄が確保されていないのは、ムラジッチ、Hadzicの二名である。ICTYは、これら犯罪者が逮捕され裁判にかけられない<sup>(27)</sup> かがり、正義と平和と和解を旧ユーゴスラビア領域にもたらずというICTYの主要な目的が大きく損なわれると述べ、これらの被告人の事件について最後まで成し遂げる必要性と意力を示している。

このようにICTYはムラジッチ氏を含む残りの三名の裁判についてもICTYで実施することを意図しており、計画期限の厳守よりもこれら重大犯罪の被疑者の裁判を優先する態度にあることが見て取れる。また、ICTY裁判所長は、閉廷計画実施経過報告書の中で、ICTYは国際裁判機関として適正手続を厳守しなければならず、

適正手続や公正な裁判の国際的基準を犠牲とする形で閉廷への政治的圧力に屈することはできないと苦言も述べている。<sup>(28)</sup>

もちろんICTYも安保理の決定を無視する意図はなく、閉廷に向けた努力を行っている。検察は、起訴事実においても簡潔化を図るよう求められ、裁判の迅速化のために訴追する容疑数を制限するなど起訴の修正も行われた。他にも例えば検察は喚問する証人人数の削減を試みており、想定されていた裁判時間の三分の一に短縮した事例もある。<sup>(29)</sup> また、事件処理迅速化の案として、検察局は、先行する事件において一度認定された事実については、事件が異なるとしても再度立証の手間を省くことや、<sup>(30)</sup> 重要証言以外は文書による証人の証言を許容することなど、<sup>(31)</sup> 迅速化のためのさらなる改善案を提起している。検察局のみならずICTY全体としても裁判及び上訴の迅速化に関する作業部会を設置して期限遵守の方法を模索しているのである。<sup>(32)</sup>

### 3 国家への事件委託

#### (1) 事件委託件数

タジツチ事件に見られるように、ICTYは設立初期には高官ではない者の訴追も行っていたが、閉廷計画の採択以降はそれら高官ではない者達の事件を国内裁判所に委ねることが求められた。そのような被疑者の中には既にICTYが身柄確保し予審段階に手続を進めていたものもあったが、ICTYは手続の継続にあたり再検討を迫られたのである。

事件委託制度を導入するための規則改正後、二二件の事件委託が提案され、二二件中一五名の被告人が関係する九件の委託が決定されている。<sup>(33)</sup> 委託が承認された事件の内一〇名の被告人は委託裁判官団の決定を不服として上訴裁判部に抗告したが、その中で唯一、上訴裁判部によって被告人の不服申立が認められて事件委託の決定が覆され

たのが Milan Lukic の事件である。なお、同被告人との関連性から、被告人が抗告しなかった Sredoje Lukic 事件も事件委託の決定が覆された。二〇〇八年五月現在、一〇名の被告人がボスニア・ヘルツェゴビナの裁判所の戦争犯罪部に、二名がクロアチア当局に、一名がセルビアに、各々の国の国内裁判所で裁判を行うため既に身柄が移送されている。<sup>(34)</sup>

## (2) 委託先の国における事件処理

ボスニア・ヘルツェゴビナの裁判所の戦争犯罪部は、ICTY から委託された事件の内二件を完了し、四件の裁判を続行中である(二〇〇八年五月現在)。最初に ICTY から委託された事件であった Sankovic 事件については、二〇〇七年三月二八日にボスニア・ヘルツェゴビナ裁判所が強姦及び拷問の罪で起訴された被告人に対して二〇〇年の刑を宣告したが、同人は同年五月二五日に脱獄し、未だ逃亡中である。この件に関しては、Sankovic 本人及び脱獄助助者が未だ逮捕されていないことへの憂慮が ICTY により示されている。<sup>(35)</sup>

クロアチア当局に委託された二名の被告人の事件は二〇〇七年六月一八日に審理が開始され、裁判が継続中である。セルビアに委託された Kovacic 事件では、被告人の精神衛生状態が刑事訴追を許さないとの決定が二〇〇七年二月五日に下された。これらの事件処理に関して、ICTY は OSCE (欧州安全保障協力機構、Organization of Security and Cooperation in Europe) の報告書や人権団体の報告書を参考として検討した結果、適正手続に関する国際規範を遵守して実施されたとの見解を示している。<sup>(36)</sup> 二〇〇四年の段階では、旧ユーゴスラビア領域の諸国の裁判所のいずれも、国際人権と公正な裁判の基準が十分に確保されると ICTY が確信できる形で ICTY で起訴された被告人を裁判する立場にないと酷評されていたことを想起するならば、<sup>(37)</sup> 現在では ICTY から事件の委託が可能とされる状態に至った点で、旧ユーゴスラビア領域の諸国の司法制度は飛躍的に進歩したと評価できる。

ICTYの検察局は、委託後の各国国内裁判所による事件処理についても監視を行うこととされており、それはOSCEからの協力を通じて行われている。ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア及びセルビアにあるOSCEの事務所からICTYの検察局に対して毎月報告書が提出されており、同報告書は、検察官が委託裁判官団に対して提出する各事件の進展状況報告書を作成する上で参考とされているのである。<sup>(38)</sup>

このようにICTYでは事件委託の先例が増える中、ICTRでは二〇〇八年五月現在で諸国への事件委託が二件、及び委託是非が審議中のものが五件と、比較的少ない。事件委託が決定されたのは、フランスへの委託が認められた二〇〇七年一月二二日のLaurent Bucybaruta事件と、Wenceslas Munyeshyaka事件の二件だけである。<sup>(39)</sup> ICTYに比べICTRによる事件委託数が少ないのは、Bugaranga事件の委託失敗が尾を引いているともいわれる。本件を国家に委託する努力は二〇〇六年二月一五日から始まったのだが、検察がノルウェーへの事件委託を要請したとき、第一審裁判部と上訴裁判部はその要請を許可しなかった。<sup>(40)</sup> その理由は、ノルウェーが集団殺害犯罪とその他戦争犯罪を法典化していないため国際法上の犯罪として訴追し処罰することに問題があると判断されたためである。ICTRの上訴裁判部は、ノルウェーへの事件委託を認めない決定が今後の閉廷計画の遂行に支障をきたす可能性を認めつつも、国際人道法の重大な違反として訴追しえない国内裁判所への委託を否定したのである。<sup>(41)</sup> 本件は、二〇〇七年四月一三日にオランダへの事件委託が一度は容認されたが、後に委託が取消された。この先例に基づき、ICTRは事件委託先の国家が集団殺害犯罪や人道に対する犯罪といった国際法上の犯罪を国内法でも犯罪と定めている国家に限定して事件委託を行うこととしている。<sup>(42)</sup>

#### 4 残された課題

##### (1) 職員の離脱

実務的問題に目を向けるならば、ICTYの閉廷計画の遂行に支障をきたし始めているのが、職員の退職の増加である。ICTYの閉廷が決定事項であり閉廷期限が近づくにつれ、経験豊かな職員がICTYを去り、より安定的な他の機関に転職する動きが加速している。ICTYは安保理及び加盟国に対してICTYの業務終了まで優秀な職員を保持できるように追加的な支援を要求している。<sup>(43)</sup>

(2) 各国の司法当局の能力向上への支援

旧ユーゴスラビア地域の国内司法制度の能力構築に貢献することは、ICTYの閉廷計画の本質的な一部と考えられている。ICTYが取り扱う事件の種類と事件数が限定される中、犯罪処罰の徹底を図る上では、国家による管轄権の行使が不可欠であるからである。特に犯罪との連結が強い紛争地域国は、犯罪に対する管轄権を有する国として積極的に裁判を実施していくことが求められる。このように各国の国内裁判所の管轄権に対する期待が高まる一方で、これら紛争地域国による管轄権の行使が国際法の求める基準に達するかは疑問視されていた。そもそもICTYの設立自体が国内裁判所の機能不全が理由の一つであった。そのため、旧ユーゴスラビア領域の諸国には速やかに適切な司法制度を構築し、公正かつ中立な態様で、人権と適正手続を遵守する形で捜査し訴追し裁判し処罰する体制を整えることが求められたのであった。実効的かつ公正な管轄権行使を可能とする国内制度の拡充のため、旧ユーゴスラビア領域の諸国に支援を行うよう安保理決議一五〇三は他の諸国にも要請したのである。

ICTY自体も各種の支援を行ってきた。ボスニア・ヘルツェゴビナにおける司法制度へのICTYの影響力が二〇〇二年を境として飛躍的に増加したのは、ICTYが閉廷計画の圧力を受けて、同国における司法制度の再構築に大きな関心を抱き始めたからだと分析されている。<sup>(44)</sup> 紛争地域国の司法制度はICTYが事件委託を許容し始めるほどに回復してきてはいるが、まだ改善すべき点が多いとして、ICTYは適切な拘置施設とそれら施設におけ

る被疑者の適切な処遇の必要性を強調している。<sup>(45)</sup>そのため、警察及び拘置所職員に適正手続と人権基準を教育し、国際的な基準を満たすことが最優先とICTYは説いている。また、国内における制度構築と整備の支援のみならず、情報提供の面でもICTYは協力的姿勢を強化している。例えば、二〇〇七年七月に規則七五が改正され、ICTYが保管する機密文書等へのアクセスが司法当局等に許される運びとなった。当該改正は、ICTYと旧ユーゴスラビア地域の国内裁判所の間の司法協力を改善することを目的として行われたものである。この改正を受けて、国内裁判所から大量の申請が提出されている。<sup>(46)</sup>

紛争地域の各国がICTYの理念を引き継いで裁判を実施していく上で、紛争地域の諸国間での国家協力の面で課題が残っている。例えば、捜査及び訴追への協力に加え、これら紛争地域の諸国間で引渡を可能とするためには既存の法律の改正を要する国もあるからである。

### (3) ICTYの経験・知識の伝授

ICTYは、ICCといった将来の裁判に資することを意図して、ICTYの裁判官、検察官及び弁護人が戦争犯罪事件の処理過程で面した課題等を情報化して後続の者達に伝授する方法を模索している。具体的方法としては、各種のマニュアルの作成が試みられている。<sup>(47)</sup> ICTYの成果は、ICCといった活動を継続していく国際機関における裁判に、また、各国の国内裁判所における国際法上の犯罪の処罰において参考とされる部分は大きいであろう。実務家に限らず、学者も国際人道法及び国際刑事法の発展に寄与したICTYの先例を消失させることなく注目することが必要と考える。

#### 四 事件委託に関する管轄権の問題の考察

本章では、事件委託の制度が提起する管轄権に関する法的問題点を取り上げ検討する。前章で紹介したように、事件委託の制度は、ICTYが起訴した事件の処理を管轄権を有する国の当局に委託するものである。管轄権を有する国としては、犯罪との連結（*nexus*）が強い旧ユーゴスラビアの紛争地域の諸国が最も有力と考えられるならば、事件委託の制度の導入は、紛争地域の諸国が平和と安定を取り戻し秩序回復した結果、これらの国の司法当局への信頼性が高まった所以とも言え、望ましくも感じる。しかし、一度はICTYでの裁判が妥当と判断して起訴した事件を国内裁判所に委託するということの一贯性の欠如は甚だしい。安定性と一贯性が求められる司法制度において、起訴後に法廷地を変更することが単なる方針の転換として許容されるべきか疑問も残る。また、委託後は適用法規等の問題は委託先の国家が決定することとされており、手続上も一贯性が保ちうるか危惧される。さらに、法廷地選択の権利は被告人にはないとはいえ、法廷地や言語並びに刑法及び刑事訴訟法といった適用法規など環境が大きく変更することは、弁護の準備上でも被告人に不利益をもたらしうると考えられる。このように国家への事件の委託は多くの法的及び実務的問題を内包していると考えるが、特に本章では管轄権間の理論的問題に着目する。

##### 1 国家に事件委託する権限

事件委託の制度の活用は閉廷計画の遂行上考案されたものであり、ICTY設立当初に想定されていた制度ではない。したがってICTYを設立した安保理決議もICTY規程も同制度を定めていない。そのため、事件委託の制度導入の法的な正当性が問題とされる。

もちろんICTYが旧ユーゴスラビア領域で発生した重大な国際法上の犯罪のすべてを訴追し審理することは規

程起草者からも期待されていなかった。しかし、そもそもICTYの設立理由の一つが属地的管轄権を有する紛争地域国での裁判に期待することが困難であったことが挙げられることから、既にICTYが起訴した事件を国家に委託することも想定されていなかったのである。

さらに合法性について議論の余地を残してしまったのは、閉廷計画を承認した安保理決議が、閉廷期限を示してICTYがより重大な事件に専念することを要請しつつも、ICTY規程の改正を行わなかった点に由来する。ICTY自身も安保理による規程改正を要するとの見解を示していたが、結局規程は改正されことなく、ICTYは自ら手続証拠規則を改正してICTYにおける取扱事件を重大な犯罪と重大な責任を有する者が関る事件に限定するとともに事件委託の制度を導入したのである。法改正が適正な手続を踏んでいないと批判される可能性が残されたのであった。

事件委託制度の合法性に対する疑念は、委託裁判官による事件委託の決定を不服として抗告した被告人からも提起されている。Stankovic事件において被告人は安保理によるICTY規程の改正がない以上、事件委託の制度を導入する法的な要件は満たされていないと主張した。<sup>(50)</sup> ICTY上訴裁判部は、この主張を認めず、国家管轄権に事件を委託する黙示的権限がICTY規程第九条により認められ、安保理決議一五〇三及び一五三四が当該黙示的権限を支持していると述べた。<sup>(51)</sup> ICTYはICTY規程第九条に基づき国内裁判所に対して優越する裁判管轄権を有するが、これはICTYが唯一の管轄権であることを意味しないと説明し、<sup>(52)</sup> 競合する管轄権の存在が認められていることも根拠として述べられた。

確かにICTY規程第九条はICTYの管轄権の優越性を定めつつ、競合する国家管轄権の存在を否定してはいない。したがってICTYが優越的な管轄権の行使を控えて競合する管轄権の存在を認めて事件を委託することは、ICTY規程第九条に反するものではなく、閉廷期限を守る上で必要な措置であると言われている。<sup>(53)</sup> しかし、

一般的に法制度はその制度及び手続が明確性と予測可能性を備えたものでなければならぬことを考へるならば、安保理決議一五〇三及び一五三四のみを根拠として規則一一の二を改正したICTYは裁判制度として具備しなければならぬこれらの点を十分に勘案していないと批判する声がある<sup>54</sup>のももつともである。

また、事件委託の制度導入は、規則六（D）との抵触が疑われてもいる。規則六（D）は規則の改正の効力に関する定めであり、係争中の被告人又は有罪又は無罪宣告された者の権利に予断を与える形で改正が作用しないことを規定している。そこで同規則が事件委託の制度導入を図った規則改正の効力に関係するかが問題とされた。しかし上訴裁判部は、改正前の規則一一の二が被告人にICTYによってのみ裁判される権利又はICTYから他の裁判所に移送されない権利を創設したものでなかつた<sup>55</sup>とし、規則六（D）で改正の効力が否定される被告人の権利の存在を否定した。

委託裁判官団は安保理決議を基礎として、権限ある国家管轄権での裁判のためにICTYが委託しうるか否か、その場合にはいずれの管轄権に移送されるかを決定する権限を有する<sup>56</sup>として、自らの権限の正当性と専属性を強調している。委託是非は安保理決議又は規則が定める条件に従う限り、委託裁判官団の完全な裁量の範囲内とされている。個別国家が委託手続に追加的な条件を付したり、委託を行うICTYの自由を制限することはできない<sup>57</sup>のである。

## 2 事件委託と引渡

次に事件委託と引渡との関係について検討する。国家からICTYへの被疑者の身柄移送は、伝統的な意味での「引渡（extradition）」とは異なると一般的に解されている。同時に、ICTYから国家当局への起訴の委託に伴う被告人の身柄移送も、引渡に該当しないと判定されている。引渡に該当しないことから、国際法又は国内法や引渡

の被要請国の意思に基づき引渡に課される諸条件も、ICTYが関る限りで適用されない。この点が問題とされたのが、Milan Lukic事件である。以下にMilan Lukic事件を簡単に紹介する。

Milan Lukicは、ICTYによって一九九八年に起訴され、二〇〇五年にアルゼンチンにおいて逮捕された。ICTY規程第二九条に基づくICTYからの移送要請に応じ、二〇〇六年一月一〇日にアルゼンチン裁判所は被告人を移送する決定を下した。問題は、本決定においてアルゼンチン裁判所が、アルゼンチンの事前の許可なく移送要請が行われた犯罪以外の罪で起訴又は裁判されるために他へ送還することを禁じると述べた点にある。また、本決定では、ICTYと同時にセルビアからの引渡要請を受けていたことから、アルゼンチン裁判所は、ICTYにおける裁判の終了を条件としてMilan Lukicのセルビア・モンテネグロへの引渡を許可するとも宣言していた点<sup>(59)</sup>が問題を複雑化した。

事件委託の審理において、アルゼンチンは、ICTYへの被告人の身柄移送を自国が決定したのはICTYにおける裁判を実現するためであったと強調し、委託裁判官団が事件を委託する権限を有し、かつ事件の委託手続が引渡に該当しないことは理解するが、事件がアルゼンチン裁判所に対して優越的な管轄権を持たない国内裁判所で裁判される結果を実際には生じさせるのであるから、引渡に関する法が適用されると主張した。<sup>(60)</sup>すなわち、アルゼンチン裁判所が条件付けたように、被告人の移送にはアルゼンチンの事前の許可を得る必要があるとの解釈をアルゼンチンは示したのである。このアルゼンチンの主張に同調して被告人も、事件委託の決定が委託裁判官団の裁量の範疇にあるとしても、委託裁判官団は国内裁判所の決定を出し抜くような裁量の行使は禁じられると主張した。<sup>(61)</sup>

このような主張に対して、委託裁判官団は、アルゼンチン裁判所が付与した条件は「特定性の原則」と解されるが、国内裁判所に対するICTYの優越性と諸国の協力義務の当然の結果として、そのような引渡に関する通常の諸原則はICTYには適用されないと反駁した。<sup>(62)</sup>委託裁判官団は、委託に伴う被告人の身柄移送は引渡とは異なる

ため、特定性の原則や自国民不引渡の原則といった、引渡に関する諸条約上又は国内法上の条件を国家が課することはできないことに加えて、規則一一の二の手續は安保理決議に従って実施されるものであるから、条約ないし国内法上のいずれの国の引渡条件にも優先すると述べた。

この結果、被告人の身柄移送を受けた後にICTYが起訴の修正を行うことも許容されると解されている。同様に、事件の委託を受けた国がICTYの事後的管轄権に属する他の犯罪の容疑を追加することを否定する厳格な解釈も、委託裁判官はその正当性を疑問視して採用しなかつた。<sup>(64)</sup>しかし、起訴事実の拡大に対して寛容な姿勢を示したICTYは、ICTYの管轄権に属さない犯罪容疑を追加することについては厳格な態度をとっている。事件委託制度がICTYの事後的管轄権内の犯罪を適切な国内裁判所の裁判に付すことを目的とすることから、事件委託された国はICTYの事後的管轄権内の犯罪について被告人を裁くことに専念するものとされているからである。<sup>(65)</sup>

委託を受けた国がICTYの管轄外の犯罪の容疑で事件を処理した場合、ICTYにより委託が撤回される可能性がある。したがって、本件において、事件委託されたボスニア・ヘルツェゴビナがICTYの管轄内の犯罪について被告人の手續を進める上では、例えICTYの二〇〇一年の起訴事実と異なっていたとしても、アルゼンチンが付した条件は適用されない。しかしICTYの管轄外の犯罪に関する手續の開始を意図した場合には、平等な主権国家としてアルゼンチンがその権限内で付した条件が有効な限りで、ボスニア・ヘルツェゴビナは事前にアルゼンチンと協議する必要があるとされた。<sup>(66)</sup>このように、ICTYの事件委託制度の範疇か否かで引渡に関する諸条件の適用有無が分かれるのである。

本件において委託裁判官団はボスニア・ヘルツェゴビナへの委託を決定し、同国における裁判にアルゼンチンの同意は必要ないと判断した。本件は、事件委託先の候補国が複数ある場合の委託先の選択基準の問題や、ICTYで裁判されると信用して被疑者の身柄を引き渡した国への対応の問題など、数々の問題をはらんでいたのである。

その後、Milan Lukic 被告は委託決定を不服として抗告し、上訴裁判部は被告の主張を一部認めて委託を認めない決定を下した。上訴裁判部は、被告人が上官からの命令に従ったとの事実がないと思われることから、安保理がないほど重大であると判断し、被告人の犯罪への参加程度を考慮に入れることを怠ったとして第一審裁判部の委託裁判官団の決定を覆したのである。<sup>(67)</sup> Milan Lukic 事件の委託が否定されたのを受け、委託裁判官団は既に許可していた Stedoje Lukic 事件の委託も取り消し<sup>(68)</sup>、密接に関連する両被疑者とも ICTY にて訴追続行することを決定したのであった。

### 3 委託される事件に関する ICTY の逮捕状

次に、ICTY が関与することにより通常の国家間の場合に存在しうる障壁が回避されうる事柄として、ICTY の逮捕状の効力について注意を促したい。国に委託されることが決定した事件についても ICTY は逮捕状を発行することができることから、実際に裁判が委託先の国の国内裁判所で行われるとはいえ、被告人の身柄確保にあたり ICTY の権威を働かせることができる。被告人が領域内に存在する国は、たとえ委託先の国との間に犯罪人引渡条約や司法共助が欠如していたとしても、事件委託先が明記された当該逮捕状に応じなければ、ICTY への協力義務違反を問われ、ひいては安保理から非難される可能性が生じるのである。特に旧ユーゴスラビア領域の諸国間では被疑者の引渡を容易に行えるような協力関係の維持が困難な状況にあることから、ICTY が中間者として存在することにより国家間の軋轢を回避できる可能性がある。また、他の通常の引渡に伴う様々な障害を回避しうる点で裁判の実施を促進する利点があることから、ICTY のように国際的な刑事裁判所で起訴した後に事件を国家当局に委託する制度が、将来他の国際刑事裁判機関でも応用を求める立法案が国際刑事法の実務家や学者から

提起されることもありうるであろう。

#### 4 ICTYと国家の競合管轄権間の関係

本節ではICTYと国家の管轄権との関係について整理した上で、複数の国の管轄権が競合する中でどのような事件の委託先が選択されているのかを検討する。

まず、ICTYの管轄権の源泉に関する理念的な問題がある。ICTYの管轄権の本質は、国家からの管轄権が譲渡されたものであろうか。ICTYによる事件の委託は、国家からICTYに委譲された管轄権をICTYが返還する制度と解されるのであろうか。この点、事件委託は管轄権の譲渡ではないと委託裁判官団は明言している。事件を委託された国の国内裁判所は、同国の裁判管轄権を行使しているのであって、「ICTYから委譲された管轄権を行使しているのではない。」<sup>69</sup> ICTYは事件を委託することによってICTYの優越的管轄権の行使を放棄しているのであって、事件の委託がICTYから管轄権を奪うものでもないと説明されているのである。

次に、委託先の国家管轄権について見る。ICTYはどの管轄権を有する国がICTYからの委託を受け入れるのに相応しいと考えているのであろうか。ICTYで起訴した事件を委託する先は、①犯罪行為地国、②逮捕国、又は③事件を受け入れる意思があり十分な用意がある国、と規則一一の二は定めている。初期の規則改正において委託先として列挙されたのが前者の犯罪行為地国と逮捕国であった。これはICTYが属地的管轄権と普遍的管轄権を重視した証拠だと見ることもできる。後に規則が再度改正されて③の国が追加されたのは、事件委託可能な国を増加し委託の可能性を伸ばすことが意図されたのであるが、被告人や被害者の国籍といった事件との連結（nexus）を明示的に条件と挙げていない点で、これもまた国家による普遍的管轄権の行使を許容するものと解することができる。<sup>70</sup>

次に、上記①から③の条件を満たす国が複数存在する場合の決定基準について見る。複数の国の管轄権が競合する中で、事件の委託先の決定において国家管轄権の優越は存在するのであろうか。手続証拠規則で委託先として列挙された順は①から③のとおりであるが、この点、委託裁判官団は、列挙順が優先順位などいかなる上下関係も示すものではないと説明している。<sup>(71)</sup>したがって、規則での列挙順は優先順位を示すものではないとされるが、実際に事件委託の例を見るならば、犯罪発生地の領域国に委託されている事件が多いのである。前述した *Litic* 事件では、*Milan Lukic* と *Stedoje Lukic* の両人ともボスニア・ヘルツェゴビナが公正な裁判を行いうる能力に疑問を投げかけて、セルビア及びアルゼンチンも本件に対する管轄権を有していることに言及しつつも、*Milan Lukic* は ICTY で審理継続すべきと主張し、*Stedoje Lukic* 被告は、セルビアへの委託が望ましいとの意見を述べていた。<sup>(72)</sup>これに対して検察は、被害者に可能な限り近いところで正義が下されることを可能とするため、可能なかぎり事件は犯罪が発生した領域国の当局に委託されるべきとの見解を示している。<sup>(74)</sup>検察官の主張については、委託裁判官団は規則一の一の二にそのような定めはないが、適切な委託先を決定する上での追加的な裁量要素の一つとして勘案されうるとして、否定することはなかった。このように被害者との近接性は絶対的な条件ではないが、委託裁判官団が裁量を行使用する上での一つの勘案材料として扱われているのである。

また、セルビアは、*Milan Lukic* に対する別の事件が自国内において手続進行中であることから自国を委託先とすることが合理的であると主張したが、委託裁判官団は、単に同じ被告人に対する手続が存在するという点が委託先を決定づけることはなく、本件はセルビアよりもボスニア・ヘルツェゴビナとの連結 (*nexus*) がより強固であると比較判断した。<sup>(75)</sup>

最後に、以上で紹介した管轄権を選択する上での諸条件を検討し判断を下すのは ICTY であることに再度注意を促したい。ICTY では委託裁判官団に判断の権限があり、検察官が挙げた委託候補国に限らず、委託先をその

裁量で決定することができる。<sup>(76)</sup> ICTYの裁判官団が管轄権調整の判断権限をもって行動する制度が構築されたのである。国家間の関係においては、条約といった別段の約束がない限り、被疑者の身柄を拘束している国には引渡を行うか否か及びいずれの国に引渡すか裁量がある。しかし事件委託制度の下では、例えば被告人の身柄を拘束している国であっても委託先の決定を行う権限は認められていないのである。

なお、検察は、事件が人権規範と適正手続基準を完全に遵守する形で処理されていないと判断した場合には、規則一一の二により移送命令の撤回を要求することができる。これは、公正な裁判の実施を重視する観点からICTYに与えられた権限であり、この点、国家当局による事件処理を監視する役割をICTYに許容したと捉えることができる。このような権限がICTYに認められることは、国家管轄権に対するICTYの管轄権の優越性を示すとともに、公正な裁判といった管轄権の適切な行使態様を確保する重要性に対する認識が進んでいることを現している<sup>(77)</sup>と考える。このように公正な管轄権行使の確保の重視とそのため<sup>(78)</sup>の制度整備が行われ始めていることについて次に検討する。

##### 5 各国における公正な裁判等を確保するためのICTYの監視機能

国家の公正な管轄権行使を促すことは、ICTYが発生した犯罪すべてを処理できぬ以上、不処罰を避け犯罪の処罰の徹底を行う上で重要である。管轄権の行使を促すのみならず、各国の当局が進める手続において適正手続及び公正な裁判並びに人権保障を確保することは、国際社会の利益に合致するといえる。

そのような理念から、ICTYは事件委託の制度が導入する以前から紛争地域の諸国の警察及び司法当局を支援する活動を行ってきた。各種のセミナーや実務家の訓練プログラムなど、地域の司法機能を強化する援助を行っていたのである。現在、ICTYはこれまで旧ユーゴスラビア領域の国内裁判所を改善するために行ってきたセ

ナーや訓練プログラムを今後の国内裁判所に良い影響を残すためにどうするべきか、OSCEの協力を得て検討中である。<sup>(78)</sup>

法曹を対象としたセミナーや訓練といった間接的な支援とは別に、ICTYは各国による管轄権行使において適正手続や公正な裁判及び人権保障の確保する上で、どのような役割を果たしうるのであろうか。具体的には、ICTYに各国の管轄権行使を監視する権限は認められるのか。また、監視を行った結果、国家当局により不適切な処理が行われている事実が判明した場合に、ICTYが何らかの対応を取ることができるのであろうか。この点、例えば、国が事件を速やかに訴追しない場合にはICTYが事件を取り上げる可能性が規則上認められているのであるから、監視機能が許容されていると解されうる。ただしICTYの監視機能は組織の能力の限界もあり、実効的に働くとは考えられなかった。しかし、以下で述べるように、国内手続の一部を担う国際審査制度や、委託された事件の監視権限がICTYに認められ、各国当局より上位にICTYが位置づけられていることが明白にされている。

ICTYは直接的に紛争地域の刑事手続に関与する役割も果たしてきた。適正手続の確保については、例えばICTYは一九九六年から二〇〇四年にかけて「Rules of the Road」と称される審査制度<sup>(79)</sup>によってボスニア・ヘルツェゴビナ国内での適正手続の確保に貢献してきた。当該制度は、ボスニア・ヘルツェゴビナにおいて違法逮捕を停止して偏見に基づく逮捕や訴追を抑制し、同国国内において移動の自由を促進する役割を果たした。ICTY検察局は合計四九八五名の容疑者が関わる一四一九件を検証し、そのうち八四八名の戦争犯罪容疑での逮捕を許可した。<sup>(80)</sup>この国際審査制度を通じて、国家当局による適正手続及び人権保障の遵守を監視する役割をICTY検察局が果たしたのである。

また、本稿で検討した事件委託の制度導入に伴い、ICTYにはさらに監視機能が追加されたことは前節で紹介

したとおりである。ICTYは、委託された事件が適切な態様で扱われることを確認するため傍聴人を派遣することができ、事件が公正な裁判にて処理されていない等、不適切な態様が行われていると判断した場合には、委託を撤回する権限が認められているからである。すなわち、ICTYが委託した事件に対する国家の管轄権行使の態様を監視する権限が認められたことを意味する。委託の撤回権限がICTYにあることは、ICTYの管轄権が優越的な管轄権であることを裏付けているのである。一般的には委託された事件の監視は、委託裁判官団の命令により検察官が委託された事件の進行状況について記した報告書を通じて行われている。<sup>81</sup>

## おわりに

本稿ではICTYの閉廷計画の概要を明らかにし、現時点における進行状況を検討した。二〇〇八年末までに第一審裁判部での裁判をすべて終了し、二〇一〇年までにすべての業務を完了するという閉廷期限の遵守は現時点では困難と見られている。ICTYも自らが設定したこれら期限を守るべく数々の制度改革を行っているが、手続や組織の度重なる改善が改善に結びついていくか検証も必要であろう。

閉廷期限の遵守を達成するべくICTYで審理する事件数を減少させる方策として期待されたのが、事件委託の制度であった。国内裁判所に裁判の実施を委ねる当該制度は、各国による管轄権の行使を促すものである。特に旧ユーゴスラビア紛争地域の諸国において適正な態様で裁判を実施しうる司法制度を構築する必要性が再認識され、ICTYをはじめとする国際社会の支援が向けられたのであった。事件委託制度の下では、起訴を通じて一度はその優越的な管轄権を行使したICTYが、公判開始前の事件で犯罪及び被告人の責任の重大性がICTYでの裁判に相応しくないと判断した事件については管轄権の行使を放棄し、国内裁判所での裁判が促される。安定性と一貫

性が求められる司法制度において当該制度の積極的活用を目標とすることには、被告人の不利益も考えるならば疑問が残るのも事実である。通常の裁判手続ならば自身による犯行や責任の帰属を否定する立場にある被告人が、委託裁判官団による委託の決定を不服として抗告した際、国内裁判所での裁判を忌避するあまり、犯罪の重大性と自らの責任程度の高さを主張してICTYにおける継続処理を要求する様は皮肉に写る。

事件委託の制度は、ICTYと国内裁判所との競合する管轄権の間での事件の割振りを行う機能を果たしていることから、国際的な刑事裁判機関と国家の管轄権が競合する場合の一般的な管轄権調整のルールの形成に影響を与えるか興味を引く。この事件委託制度に基づき、ICTYと国家との間での事件の配分が犯罪の重大性と被告人の責任の重大性を基準として行う姿勢が明確に打ち出された。また、委託要請を行う権限を有する検察は、手続証拠規則や安保理決議といった事件委託制度に関連する文書にその根拠はないが、被疑者との近接性を重視して犯罪行為地国を委託先として提案する傾向にあることが判った。

さらに興味深いのは、公正な裁判や死刑の不適用といった、国家による管轄権行使の態様において一定の条件を充足することが事件を委託する条件とされていることであり、競合する管轄権間の調整において国内手続の態様を勘案するルールが生まれつつあることを示している。また、ICTYが事件委託後の国内裁判所による管轄権の行使態様を監視し、適正な処理が行われていない場合には委託を撤回して再びICTYが管轄権を主張することが可能である点も、公正な裁判や適正手続及び人権保障が確保されない手続処理は非難の対象とされるにとどまらず、その先行手続としての効果が国際法上否定されることの証拠と考えられる。これは、単にICTYと国内裁判所との垂直的な関係を維持する上での条件ではなく、犯罪者の処罰を徹底することに加えて被告人の公正な裁判を受ける権利並びに裁判の基本的な資質としての公平性や適正手続を国際社会が重視していることを象徴しているのである。本稿では身柄移送に関わる適用法規の問題やICTYの逮捕状の効力に関わる問題も指摘したが、これらの問

題に限らず、ICTYが閉廷に向けた作業を進める中、国際法学上の意義について再評価を下す作業が多くの実務家及び学者によって今後行われるものと思われる。

- (1) International Tribunal for the Prosecution of Persons Responsible for Serious Violations of International Humanitarian Law Committed in the Territory of the Former Yugoslavia since 1991.
- (2) 小森光夫「国際刑事裁判所規程と裁判過程の複合化」『ジュリスト』No. 1134(二〇〇七年一月一日)、参照。
- (3) ICTYが対象とする犯罪は、一九九四年一月一日から二月二日に発生した犯罪に限定されている (ICTY規程第一条)。
- (4) The Rules of Procedure and Evidence.
- (5) See, *Miljan Lukić and Sredoje Lukić Case*, Case No. IT-98-32/1-PT, Decision on Referral of Case pursuant to Rule 11bis, (hereafter, *Lukić Case*), 5 April 2007, para. 108.
- (6) 拙稿「国際刑事裁判所による管轄権行使と国家の同意について」『金沢法学』第四二巻一(一九九九年二月)、八―一頁、参照。
- (7) ICTYといった国際的な刑事裁判機関の管轄権の源泉については、拙稿「国際刑事裁判所による管轄権行使と国家の同意について」『金沢法学』第四二巻一(一九九九年二月)、参照。
- (8) See, *Arrest Warrant of 11 April 2000 (Democratic Republic of the Congo v. Belgium)*, Judgment, 14 February 2002.
- (9) ICTY及びICTYの裁判において被告人から安保理による裁判所設置の違法性が主張されたが、両裁判所とも被告人の抗弁を却下した。See, for example, *Tadić Case*, Case No. IT-94-I-AR72, Decision on the Defence Motion for Interlocutory Appeal on Jurisdiction, 2 October 1995, and also, *Kanyabashi Case*, Case No. ICTR-96-15-T, Decision on Jurisdiction, 18 June 1997. ICTY、ICTY、及びシエラレオネ特別裁判所の設立形態の合法性の検証については、See, W. A. Schabas, *The UN International Criminal Tribunals: The Former Yugoslavia, Rwanda and Sierra Leone* (Cambridge University Press, 2006), pp. 47-60.
- (10) See, “Assessment and Report of Judge Fausto Pocar, President of the International Tribunal for the Former Yugoslavia, Provided to the Security Council pursuant to Paragraph 6 of Security Council Resolution 1534”, (hereafter, *Completion Strategy Assessment* (May 2008)), UN Doc. S/2008/326, para. 46.
- (11) *Ibid.*, para. 46.

(51) See, Schabas, See, William A. Schabas, *supra* note (9), p. 42.

(52) See, Daryl A. Mundis, "The Judicial Effects of the 'Completion Strategies' on the Ad Hoc International Criminal Tribunals," *American Journal of International Law* Vol. 99 (2005), p. 142. See also, Larry D. Johnson, "Closing an International Criminal Tribunal While Maintaining International Human Rights Standards and Excluding Impunity" *American Journal of International Law* Vol. 99 (2005), p.158. 安楽死の閉廷計画が承認されるまでの経緯については、See, William A. Schabas, *supra* note (9), pp. 40-43. See also, M. Bohlander "Last Exit Bosnia : Transferring War Crimes Prosecution from the International Tribunal to Domestic Courts" *Criminal Law Forum* Vol. 14 (2008), p. 59.

(53) Ninth Annual Report of the International Tribunal for the Former Yugoslavia, UN Doc. A/57/379, S/2002/985 (2002).

(54) 以下の断片は ICTY の文書である。 See, UN Doc. S/2002/678.

(55) See, UN Doc. S/PRST/2002/21.

(56) 閉廷計画を執行するための ICTY の各機関が行った改組については、See, Dominic Raab "Evaluating the ICTY and Its Completion Strategy: Efforts to Achieve Accountability for War Crimes and Their Tribunals," *Journal of International Criminal Justice* Vol. 3 (March 2005).

(57) 臨時裁判官 (*ad litem judge*) は、ICTY の候補者名簿から選任される。臨時裁判官は国連総会によって四年の任期で選出され、ICTY の所長の推薦により国連事務総長により任命されて事件審理の任を務める。再選可能である。

(58) 閉廷期限遵守のために行われた数々の改正については、二〇〇四年以降に半年毎に ICTY が安保理に提出する閉廷経過作業の報告書に記載されている。

(59) Aemilii and Norac Case, Case No. IT-04-78-PT, Decision for Referral to the Authorities of the Republic of Croatia Pursuant to Rule 11 bis, 14 September 2005, para. 29.

(60) Dalić Case, Case No. IT-04e-83-PT, Decision on Motion for Referral of Case pursuant to Rule 11 bis, 9 July 2007.

(61) See, Lukić Case, *supra* note (5), para. 71. See also, Mejakic et al. Case, Case No. IT-02-65-PT, Decision on Prosecutor's Motion for Referral of Case Pursuant to Rule 11 bis, 20 July 2005, para. 68.

(62) Lukić Case, *ibid.*, para. 45; Mejakic et al. Case, *ibid.*, para. 43.

(63) Completion Strategy Assessment (May 2008), *supra* note (10), Annex II, para. 50.

(64) *Ibid.*, para. 27.

(65) *Ibid.*, paras. 2, 45.

(66) *Ibid.*, para. 41.

- (28) *Ibid.*, para. 46.
- (29) *Ibid.*, Annex II, para. 8. 『リビド』 Milan Lukic and Sreten Lukic 事件が例として挙げられている。
- (30) Completion Strategy Assessment (May 2008), *supra* note (10), Annex II, para. 9.
- (31) *Ibid.*, para. 10.
- (32) *Ibid.*, para. 45.
- (33) *Ibid.*, para. 32.
- (34) *Ibid.*
- (35) *Ibid.*, para. 33.
- (36) *Ibid.*
- (37) See, "Assessments and Report of Judge Theodor Meron, President of the International Criminal Tribunal for the Former Yugoslavia, provided to the Security Council pursuant to Paragraph 6 of Security Council Resolution 1534 (2004)", UN Doc. S/2004/420, para. 29.
- (38) Completion Strategy Assessment (May 2008), *supra* note (10), Annex II, para. 43.
- (39) See, Report on the Completion Strategy of the International Criminal Tribunal for Rwanda (1 May 2008), UN Doc. S/2008/222, Annex 4 and 5.
- (40) Bagaragaza Case, Case No. ICTR-2005-86-AR 11bis, Decision on Prosecutor's Request for Referral of the Indictment to the Kingdom of the Netherlands, 13 April 2007.
- (41) Bagaragaza Case, Case No. ICTR-2005-86-AR 11bis, Decision on Rule 11bis Appeal, 30 August 2006, para. 18.
- (42) See, "International Legal Developments in Review : 2007", *International Lawyer* Vol. 42 (Summer 2008), p. 760. 人道に対する犯罪や戦争犯罪を犯罪として処罰する国を法を制定した国11カ国が列挙されている。
- (43) Completion Strategy Assessment (May 2008), *supra* note (10), para. 30.
- (44) See, William W. Burke-White "The Domestic Influence of International Criminal Tribunals : The International Criminal Tribunal for the Former Yugoslavia and the Creation of the State Court of Bosnia & Herzegovina", *Columbia Journal of Transnational Law* Vol. 46 (2008).
- (45) Completion Strategy Assessment (May 2008), *supra* note (10), para. 39.
- (46) *Ibid.*, para. 40.
- (47) *Ibid.*, para. 44.
- (48) Mejkic et al. Case, Case No. IT-02-65-PT, Decision on Prosecutor's Motion for Referral of Case Pursuant to Rule 11 bis, 20 July 2005, paras. 43,

63. 本件において委託裁判官団は、自らが適用法規を拘束力ある形で決定する権限あるものではなく、適用法規の決定は委託先であるボスニア・ヘルツェゴビナ裁判所の権限内事項であると述べた。

- (49) "Report on the judicial status of the International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia and the reports for referring certain acts to national courts", June 2002, S/2002/678, available at : [www.un.org/Docs/sc/letters/2002/sgle02.htm](http://www.un.org/Docs/sc/letters/2002/sgle02.htm), 37.
- (50) Stanjovic Case, Case No. IT-96-23/2-AR11bis. 1, Appellant's Brief, 1 July 2005, 7-8.
- (51) *Ibid*
- (52) Stanjovic Case, Case No. IT-96-23/2-AR11bis. 1, Decision on Rule 11 bis Referral, Appeal Chamber, 1 September 2005, para. 16.
- (53) See, Susan Somers "Rule 11 bis of the International Criminal Tribunal for the Former Yugoslavia : Referral of Indictments to National Courts" *Boston College International and Comparative Law Review* Vol. 30 (2007), p. 177.
- (54) See, Jens Dieckmann and Christina Kerl "UN Ad Hoc Tribunals Under Time Pressure : Completion Strategy and Referral Practice of the ICTY and ICTR from the Perspective of the Defence" *International Criminal Law Review* Vol. 8 (2008), pp. 92-93.
- (55) Mejačić et al. Case, Case No. IT-02-65-AR11bis. 1, Decision on Joint Defence Appeal against Decision on Referral under Rule 11 bis, Appeals Chamber, 7 April 2006, para. 85.
- (56) Mejačić et al. Case, *supra* note (48), para. 127.
- (57) Lukić Case, *supra* note (5), paras. 110-114.
- (58) See, *ibid*, para. 101.
- (59) See, *ibid*, para. 102.
- (60) *Ibid*, para. 105.
- (61) *Ibid*, para. 106.
- (62) See, *ibid*, paras. 111-113.
- (63) *Ibid*, paras. 111, 112. Mejačić et al. Case, *supra* note (48), para. 31.
- (64) Lukić Case, *supra* note (5), para. 117.
- (65) *Ibid*, para. 118.
- (66) *Ibid*, para. 122.
- (67) Lukić Case, Case No. IT-98-32/1-AR11bis. 1, Decision on Milan Lukić's Appeal Regarding Referral, Appeals Chamber, 11 July 2007.

- (89) Lukić Case, Case No. IT-98-32/1-PT, Decision on Prosecutor's Request pursuant to Rule 11bis (F) with regard to Stredje Lukić and Incorporated Decision Vacating Scheduling Order, 20 July 2007.
- (90) Lukić Case, *supra* note (5), para. 116.
- (70) Schabas は、「事件を受け入れる意思が十分な用意がある国」にも委託が認められることになったことにつき、国際法が中核犯罪に対する普遍的管轄権を認めている<sup>4)</sup>ことを黙示的に示唆していると解している。See, William A. Schabas, *supra* note (9), p. 408.
- (71) See, Mejačić Case, Case No. IT-02-65-AR11bis, Decision on Defence Appeal Against Decision on Referral Under Rule 11 bis, para. 43.
- (72) Lukić Case, *supra* note (5), para. 33.
- (73) *Ibid.*, para. 34.
- (74) *Ibid.*, para. 32.
- (75) *Ibid.*, para. 39.
- (76) See, *ibid.*, para. 37.
- (77) ICTYの一事不再理の原則にもICTYの優越性ととも、国内手続の公平性や独立性といった手続の態様を重視する立場が示されていることについては、拙稿「国際刑事裁判所の一事不再理の原則に見られる管轄権調整ルールの検証」『国際法外交雑誌』第一〇四卷一号(二〇〇五年五月)、参照。
- (78) Completion Strategy Assessment (May 2008), *supra* note (10), para. 43.
- (79) 「Rules of the Road」については、拙稿「国内刑事手続における公正さを確保するための国際協力——旧ユーゴ領域で侵された国際人道法の重大な違反の処理——」『法政論集』第二〇二号(二〇〇四年五月)、一五六―一六七頁、参照。
- (80) ICTY ホームページ掲載の統計を参照した。See, <http://www.un.org/icty/glance-e/index.htm>.
- (81) 委託裁判官団は検察官に報告を命令する固有の権限が自らにあると言及している。See, Stanković Case, Appeal Decision, para. 59.

本稿は、科学研究費若手(B)を受けて行われた研究「旧ユーゴ国際刑事裁判所 (ICTY) の終焉と国際刑事法に与えた影響」の一部である。